

新潟地方裁判所委員会（第34回）議事概要

- 1 日時 平成29年7月13日（木）午後2時から午後4時
- 2 場所 新潟地方裁判所所長室
- 3 出席委員
足立哲，荒川義克，安中康裕，加藤裕，金子修，川崎泰，佐藤孝一，鈴木高志，西森政一，丹羽正夫，三島亮，山崎威（欠席委員 田巻弘之）（五十音順，敬称略）
- 4 全体概要
 - (1) 新委員からの自己紹介
 - (2) 委員長選出（互選）
足立哲委員（新潟地方裁判所長）を選任
 - (3) 意見交換
民事調停手続について
- 5 意見交換の概要

【以下，発言者は，◎：委員長，○：委員，●：裁判所委員，▼事務局と表示】

意見交換に先立ち，「5分くらいでわかる！！民事調停制度」を上映した上で，事務局（新潟簡裁判事）から民事調停制度や手続について説明した。

主な意見等は，以下のとおり。

 - (1) 調停事件数の減少等について
 - ◎ 調停事件の申立件数が減少傾向になっている原因について，何か考えられることがありますか。
 - 推測ですが，弁護士数の増加に伴う影響が多いのではないかと思います。かつては，弁護士が少なく，多忙であったことから，事件を引き受けるのが困難な場合に，民事調停事件の本人申立てを勧めるということがあったのではないかと思います。現在は，弁護士数が増加し，民事調停事件の本人申立てを促していたような事件についても，弁護士が引き受けて訴訟を提起するということが多くなったのではないのでしょうか。
 - 私も，弁護士が事件を引き受けて訴訟を提起することが多くなったことが影響しているのではないかと考えています。
 - 申立書をネットでダウンロードして提出できるという話もありましたが，利用しやすさの観点から，もっと気軽に申立てができるような工夫を考えるべきだと思います。先日韓国の裁判所に行きましたが，ネットで手続の申込みができるようになっていました。日本でもネットで申込みできるくらい利用しやすくした方が良いと思います。
 - これまで裁判所で検討を進めているように，土日や祝日の調停，電話会議の利用などを活用し，心理的に国民に近い制度を考える余地があると思います。
 - 調停申立書は，相手方にも送付されることから，相手方に伝えづらい事情を記

載するかどうかも悩むこともあります。調停申立書には表面的なことを記載し、紛争の裏側にある相手方に伝えづらい事情については、調停手続でお話するというようにすることがありますが、申立書に事情をどこまで書くかということについては、申立てを躊躇する原因になることもあるのではないかと思います。

- 一般の紛争を抱えた人が民事調停手続を利用して解決しようとするのは、ほとんどないのではないのでしょうか。裁判所も一般の国民からは距離がありますし、実際には、弁護士に相談してどのように解決しようか考えることになることが多いと思います。もっとも、弁護士数の増加に伴い、これまで調停事件であったものが訴訟事件になっているということが正しいのだとすれば、訴訟事件が増加しなければおかしいのに、訴訟事件が増加傾向にないとのことですので、その点の分析がどうなるのか気になるところです。
- 大学で開催している法律相談においては、遠隔地から来る方も多いのですが、そこには、地元の人に知られたくないというニーズがあるようです。民事調停事件においては、確実に秘密が守られるということを理解してもらおうと利用してもらえる場合が増えると思います。

(2) 調停手続の実情について

- 調停委員にはどのような人が任命されるのですか。
- 調停委員は、原則40歳以上の人で、建築士、不動産鑑定士、税理士、公認会計士などの専門職やそれ以外の一般の有識者もいます。調停委員の任命に当たっては、専門職の団体から推薦を受ける場合や、退任する調停委員から個別に後任の推薦を受ける場合があります。

そして、事案に応じて、専門家の調停委員や一般の有識者の調停委員にお願いしています。
- ◎ 新潟では、弁護士などの専門職の調停委員の他に、住職、元会社員、元学校の先生や元地方公務員など幅広い職種の方々がいます。
- 相手方と狭い部屋で、ひざを突き合わせるように話し合うことにも負担を感じるように思います。
- ▼ 調停期日においては、基本的に交互に話を聴きますし、待合室も分かれていることから、当事者が顔を合わすのは調停成立の時くらいに限られます。また、要望があれば、調停成立の時にも顔を合わさずに合意内容を確認することもあります。
- 調停に代わる決定は、どのような時にするのですか。
- ▼ 貸金の調停などで、返還額についての合意ができたものの分割回数などで合意できなかった時などに、調停委員会が債務者の資産状況を基に分割回数を定めて調停に代わる決定をする場合などが考えられます。
- ◎ それ以外にも、双方が主張する返還債務額が話し合いにより近づいてきているものの合意に至らない場合に、調停委員会がその間の任意の額を定めて決定すると

いうこともあります。双方の主張が出そろい、互いの主張が近くなっているときに決定することから、異議を出されることなく確定することが多いのです。

- かつて境界が問題になった事案で、調停委員会が現地に来てくれて丁寧に話を聴いていただいたにもかかわらず、双方の意見がどうしてもまとまらなかったの
で、調停に代わる決定が出されたということがあったのですが、その事案では、
調停委員会がそこまでしてくれたからということで異議なく確定しました。

(3) 調停制度を知ってもらうための方策について（広報活動等）

- 調停は、争いを避けるとか目立ちたくないという日本人の気質に良くあっている
ものであり、きちんと周知されれば利用されると思います。一般的に、「安近
短」であれば手続を利用しようと考えるところですが、調停についての「安短」
については、先ほど説明があったものの、「近」についてはあまり触れられてい
なかつたですし、「安短」についても効果的にPRができていないことから、法
律の知識をある程度有する人しか民事調停の利用について思い浮かばないのでは
ないでしょうか。
- 具体的なPRとしては、市町村などの相談窓口の職員や弁護士に対し、紛争解
決手段として調停があるということの認識を深める研修を行うことが考えられま
す。市町村などの相談窓口がファーストチョイスになることも多いので、これら
の職員に対する研修は効果が高いと思います。また、家事手続と異なり、調停前
置ではないので、いきなり独立した弁護士などは、民事調停を選択することがあ
まりありません。したがって、弁護士の手続選択の一つとして民事調停を考慮す
るように働きかけたり、より上手な調停の利用をPRしたりすることも効果が高
いと思います。
- 一般の人に対するPRをこれまで以上にすべきだと思います。先ほどの動画
を見ても、「調停とは何か」という点で思考が停止してしまうことも考えられま
すし、一般の人が理解してくれるか心許ないように思います。いっそのこと、
「調停」という名前を「争い事の円満解決斡旋センター」とするなど、誰もがイ
メージできる名前に変えるというのはどうでしょうか。また、先ほどの説明でも
触れられていたとおり、調停で約50パーセントが解決しているという成果をも
っと売りにした方が良いと思います。したがって、「50パーセント解決」とか
「何万件解決」とか成果を見出しにするなど誰もが成果をわかるようなPRをす
ると良いのではないのでしょうか。
- 先ほど見せていただいた動画については、個人的には非常にわかりやすいもの
でした。私自身もこれまで民事調停手続のことを知らなかったように、認知度を
上げるためには、やはり一般市民へのPRが大事です。テレビCMを流したり、
学生たちに模擬調停を見せたりする取組も良いのではないかと思います。特に、
小中学校に招待状を送り、裁判所に来庁してもらって模擬調停を早い時期から見
てもらうのは効果的だと思います。

- 広報活動については、国立大学も非常に下手といわれています。そこで、お金をかけてウェブサイトやリーフレットを外注したところ、本当に見違えました。外注先に話を聴くと、これまで職員が作っていたものは説明ばかりで視覚に訴えかけていない点が問題でした。まずは、きれいなイメージの写真を利用するなどし、詳細については動画で説明するなど、あまり文章を入れないものの方がアピールできるとのことです。また、ツイッターなどのSNSでつぶやくと一般の人からも見てもらえますし、イメージキャラクターを作るととっつきやすくなります。このように専門家に相談すると、効果的な広報がどのようなものか見えてくると思います。
 - 裁判員制度が開始されてから、法曹三者と接する機会が増えましたが、それでも敷居がまだ高いと感じます。一般の市民に認識してもらうには、誰が利用しても安心して使える手続であるということを伝える必要があると思います。テレビCMで全国的に周知するとしても費用がかさみますし、効果は一定程度に限られます。また、ツイッターやSNSは短文ですので、民事調停制度を正しく理解してもらうためには字数が不足します。そこで、新聞記事の利用が良いのではないかと考えます。新聞記事は費用がかからないですし、購読者に確実に届く媒体であって効果的に周知できるものです。具体的には、民事調停制度は、解決率が高く、話し合いで解決できる良い制度であることを伝えるために、新聞社の土俵に乗ってもらい、裁判官にインタビューに応じてもらうなど協力してもらえれば、連携して周知することができると思います。
- (4) 他の機関との連携について
- 今回説明を受けて、当方にある消費者センターなどの窓口と連携していきたいと思いました。紛争を抱えていてもいきなり裁判所に行くのはハードルが高いと思いますので、弁護士や行政の窓口がワンストップとして民事調停手を紹介するなどして連携していくのが良いと思います。
 - 当方にも一般的な窓口がありますが、近隣関係などは解決が難しく、相談者が常連となるケースも見受けられます。今回の説明では、調停では申し立てられた事件の半分近くが解決しているとのことですから、今後は、調停を勧めるようにしていきたいと思います。
 - 調停委員から若手の弁護士に対し、伝えたいことがあるという話を聴くことがあります。若手の弁護士は、自分の主張を伝えることを意識しすぎていて、調整するとかコミュニケーション能力を活かすということが難しいようです。今後、調停事件の意義等を知ることによって、各弁護士が適切に訴訟と調停の仕分けができるようになると思います。
 - 定期的に司法記者クラブと懇談などを行っていると思いますが、現場の記者は、事件の取材に追われることが多いので、今日のような制度の説明等については、各社の支局長クラスが県知事や市長と定期的に懇談していますので、裁判所にお

いても、年1回で良いですが、支局長クラスと懇談する機会を設けることが有益と思われます。

◎ 貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。関係機関との連携や広報活動の工夫など有益な御意見をいただきました。本日の御意見を参考に今後も民事調停制度を周知し、制度の利用促進を図っていきたいと考えます。

6 次回期日

平成30年1月18日（木）午後3時から（2時間程度）